

個人事業者等の健康管理に関する実態とガイドライン周知調査研究

研究分担者 津野香奈美 神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科 教授

研究要旨

厚生労働省は、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書（令和5年10月）を受けて、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定している（令和6年5月28日）（以下、「令和6年ガイドライン」）。そこで本研究では、これに基づく措置の実施状況、個人事業者等の健康管理に関する事例を収集し、制度の妥当性・有効性の検討のため、Employee Assistance Program（EAP）事業者・健診事業者等を対象に、「令和6年ガイドライン」の認知や措置、特に個人事業者等の健康管理の実施状況を把握することを目的に調査を実施した。

令和8年3月に郵送及びオンライン回答併用で調査票を送付したところ、オンラインでは8件の回答が得られた。担当者個人の「令和6年ガイドライン」認知状況を聞いたところ、ガイドラインを「知っている」「少し知っている」がそれぞれ37.5%・12.5%で約半数、残りの半数は「あまり知らない」「知らない」であった。ガイドラインの内容を知っているかどうかについては、「知っている」「少し知っている」がそれぞれ12.5%・12.5%で計25%、残り75%は「あまり知らない」「知らない」であり、低い認知度が明らかになった。また、「ガイドライン」の内容を個人事業者等に周知・紹介している事業者は0件であった。

策定から1年以上が経過したガイドラインでも、未だ低い認知度であることがわかった。個人事業者の健康管理を促進させるためにも、さらなる周知啓発が喫緊の課題であると考えられる。

A.研究背景および目的

厚生労働省は、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書（令和5年10月）を受けて、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定した（令和6年5月28日）（以下、「令和6年ガイドライン」）。

そこで本研究では、これに基づく措置の実施状況、個人事業者等の健康管理に関する事例を収集し、制度の妥当性・有効性の検討のため、Employee Assistance Program（EAP）事業者・健診事業者等を対象に、「令和6年ガイドライン」の認知や措置、特に個人事業者等の健康管理の実施状況を把握することを目的に、下記に示した11項目に関して調査を実施した。

1. 「令和6年ガイドライン」認知度・周知度
2. 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月、令和6年10月18日改訂）認知度
3. 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年5月31日）認知度
4. 個人事業者等を対象に健康関連サービスの展開状況
5. 個人事業者等への支援の取り組み状況（健康管理、長時間の就業による健康障害の防止、メンタルヘルス不調の予防、腰痛の防止、情報機器作業における労働衛生管理、適切な作業環境の確保、危険有害業務による健康障害リスクの理解、安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等健康診断の受診に

要する費用の配慮)

6.「こころの耳」掲載資料等の案内状況

7.個人事業者から、仕事や職業生活に関する不安、悩みやストレスとなっていると感じる事柄に関して相談を受ける窓口の有無

8.健康管理に関する情報の案内状況

9.個人事業者等に対する不利益な取り扱いの有無

10.フリーランスが加入できる「労災保険の特別加入制度（令和3年9月1日～）」の周知状況

11.事業者サービス利用者の個人事業者等の人数・属性

B.研究方法

EAP 事業者 54 社、健診事業者 189 社の計 243 社に紙の説明用紙と調査票を配布した。健診機関は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）に加入する団体とした。

回答者は 600 名前後とし、調査項目は、回答者の属性のほか、とした。

C.研究結果

令和8年3月に郵送及びオンライン回答併用で調査票を送付したところ、オンラインでは8件の回答が得られた（郵送到着分は回収中）。担当者個人の「令和6年ガイドライン」認知状況を聞いたところ、ガイドラインを「知っている」「少し知っている」がそれぞれ 37.5%・12.5%で約半数、残りの半数は「あまり知らない」「知らない」であった。ガイドラインの内容を知っているかどうかについては、「知っている」「少し知っている」がそれぞれ 12.5%・12.5%で計 25%、残り 75%は「あまり知らない」「知らない」であり、低い認知度が明らかになった。また、「ガイドライン」の内容を個人事業者等に周知・紹介している事業者は 0 件であった。

関連ガイドラインについては、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月、令和6年10月18

日改訂）を「読んだことがある」のが 25%、「知っているが読んだことはない」が 50%、「知らない」が 25%であった。「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」は、「読んだことがある」が 37.5%、「知っているが読んだことはない」が 50%、「知らない」が 12.5%であった。「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」は、「読んだことがある」が 25%、「知っているが読んだことはない」が 50%、「知らない」が 25%であった。いずれも、読んだことのある担当者は 25～37.5%と半数には届かない認知度であった。

個人事業者等を対象とした健康関連サービスの展開、相談受け付けについては、「展開している」が 25%、展開していないが「75%」で、展開内容は「相談対応」が 2 事業者、「健診サービス」「保健指導」がそれぞれ 1 事業者であった。

D.考察 E.結論

策定から 1 年以上が経過したガイドラインでも、未だ低い認知度であることがわかった。個人事業者の健康管理を促進させるためにも、さらなる周知啓発が喫緊の課題であると考ええる。

F.研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

G.知的財産権の出願・登録状況

1.特許取得

2.実用新案登録

3.その他

1・2・3ともに該当事項なし